

# 入札公告兼入札説明書

フィリップス製医療機器一括保守点検業務委託

地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
神奈川県立こども医療センター

次のとおり一般競争入札を行います。

令和5年3月6日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
神奈川県立こども医療センター総長

この入札公告兼入札説明書は、本入札に係る公告並びに次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 当法人の会計規程、会計実施規程、契約事務取扱規程及びたな卸資産等管理規程
- (5) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

## 1 入札案件の内容

- (1) 対象  
フィリップス製医療機器一括保守点検業務委託
- (2) 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (3) 業務内容及び契約の条件等  
別添仕様書及び契約書（案）のとおり
- (4) 履行場所  
神奈川県横浜市南区六ツ川2-138-4  
地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
神奈川県立こども医療センター

## 2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「その他の業務請負等委託」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書、契約書（案）に示す業務内容を公正かつ的確に遂行しうる者であること。

### 3 入札に関する事務を担当する所属

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター  
事務局経営企画課 担当 田丸 雄作

郵便番号 232-8555

所在地 横浜市南区六ツ川 2-138-4

電話番号 (045)711-2351 ファックス番号 (045)721-3324

### 4 入札参加者に求められる義務

入札参加希望者は、令和5年3月8日（水）正午までに別紙「入札参加資格確認申請書（様式1）」を直接持参するか配達記録が残る郵便等により「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

なお、「入札参加資格確認申請書（様式1）」には、代表者印を押印してください。

確認申請の結果については、令和5年3月8日（水）午後1時以降に別紙「入札参加資格確認通知書（様式6）」を、「入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知します。

### 5 入札日程

#### (1) 入札参加資格確認申請受付期間

令和5年3月8日（水）正午まで

#### (2) 入札参加資格確認通知日

令和5年3月8日（水）午後1時以降

#### (3) 入札書提出期間

令和5年3月15日（水）午前8時30分から令和5年3月17日（金）正午まで

#### (4) 開札予定日時

令和5年3月17日（金）午後1時

### 6 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者候補者とします。

落札候補者として連絡を受けた者は、仕様書に記載の対象機器、点検回数、数量、単価（税抜）、数量×単価（税抜）を、メーカーごとに分け記載した内訳書（任意様式）を、連絡を受けた日より翌々日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午後5時までに3に記載の担当あて提出して下さい。提出後、改めて落札の連絡をします。

同価のため複数の者が落札者となった場合は、入札参加者立会いのもと、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引き実施日時及び実施場所は、別途くじ引き対象の入札参加者に連絡します。

## 7 入札に関する質問及び回答

### (1) 質問方法

入札に関する質問は、下記お問い合わせフォームから送信してください。

質問に対する回答については、入札参加資格確認申請書（様式1）を提出された全者に対し、お問い合わせフォームにご記入いただいたEメールアドレス又は「入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより別紙「質問回答書（様式9）」を送付することにより回答します。再質問は認めません。

《お問い合わせフォームアドレス》

<https://kanagawa-pho.jp/mailform/1595/mfp06/index.html>

### (2) 質問期限および回答予定日時

質問期限 令和5年3月8日（水）正午まで

回答予定日時 令和5年3月8日（水）午後1時以降

## 8 その他

(1) 落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

### (2) 入札保証金

免除します。ただし、落札後に落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する額を徴収します。

### (3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

また、公正な入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加決定をすることがあります。

### (4) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

### (5) 入札書に関する事項

「入札書（様式2）」は、必要事項を記載の上、代表者氏名の横に代表印を押印してください。また、その記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、代表者印で押印をしてください。

「入札書（様式2）」は、封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年〇月〇日開札、フィリップス製医療機器一括保守点検業務委託の入札書（又は入札参加辞退届）在中」と朱書きし、直接持参するか配達記録が残る郵便等により「3」に記載した入札に関する事務を

担当する所属に提出してください。

(6) 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(7) 入札の無効

入札で次の一に該当するものは、これを無効とします。

ア 入札参加者に必要な資格がない者の提出した入札書

イ 入札参加者氏名、入札案件名、入札回数、入札金額に重大な誤りのある入札書

ウ 入札参加者氏名、入札案件名、入札回数、入札金額の記載が不明確な入札書

エ 入札金額を訂正したもので、その訂正について代表者印の押印のない入札書

オ 2通以上提出された入札書

カ その他入札に関する条件に違反した入札書

(8) 入札回数

入札回数は原則1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。その場合、「入札書（様式2）」に記載された入札担当者情報のEメールアドレスに、電子メールにより別紙「再度入札通知書（様式12）」を送付します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

ア 再度入札書提出期間

令和5年3月22日（水）午前8時30分から同年3月24日（金）正午まで

「入札書（様式2）」の「入札回数」欄に「2回目」と記載の上、必要事項を記入し、「8（5）」に記載した方法により、「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

イ 再度入札開札予定日時

令和5年3月24日（金）午後1時

(9) 不調の場合

再度入札において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲にないときは、不調とし、「入札書（様式2）」に記載された入札担当者情報のEメールアドレスに、電子メールにより別紙「不調通知書（様式15）」を送付することで通知します。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 当法人では、契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認められる場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者又は法人の理事長が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は法人の理事長は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する法人の事業年度から6事業年度の間は、同様とする。

(12) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(13) 落札者が契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

(14) 当該入札の落札決定の効果は、当法人の令和5年度当初予算発効時において効果を生ずるものとします。